

事 務 連 絡
令 和 2 年 1 月 21 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課
厚生労働省医政局医事課

緊急避妊に係る対面診療が可能な産婦人科医療機関等の一覧の公表について
(周知)

「緊急避妊に係る診療が可能な産婦人科医療機関等の一覧作成について（依頼）」
(令和元年9月13日付医政地発0913第1号・医政医発0913第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長・医事課長連名通知)により、緊急避妊を要する女性が医療機関を選択する際の参考となるよう、各医療機関における緊急避妊に係る診療の取扱いの有無等を把握し、緊急避妊に係る対面診療が可能な産婦人科医療機関等の一覧を作成するための調査をお願いしたところである。

今般、当該調査の結果について、厚生労働省のホームページにおいて別添のとおり公表することとしたので、御了知いただくとともに、「女性健康支援センター」及び「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」を含め、貴管下の関係者への周知をお願いしたい。

厚生労働省ホームページ「緊急避妊に係る取組について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000186912_00002.html

以上

<照会先>

厚生労働省医政局医事課 伴、岡本

電話 03-5253-1111 (内線 4142)

メール ban-keigo@mhlw.go.jp

okamoto-tatsuya@mhlw.go.jp

健康・医療

緊急避妊に係る取組について

[施策紹介](#)

施策紹介

厚生労働省のウェブサイトに掲載を希望した緊急避妊にかかる対面診療が可能な産婦人科医療機関等の一覧（令和2年1月17日時点）

緊急避妊薬は、性交後72時間以内に内服する必要性があり、迅速な対応が求められるものの、地方において産婦人科を受診しにくい状況や、デートレイプを含む犯罪などが関係する場合などにおいてもアクセスがしにくいという指摘があります。

一方で、緊急避妊薬を処方すべきかの判断は過去の月経などの情報を的確に聴取し判断する必要があるとされています。（日本産科婦人科学会「緊急避妊法の適正使用に関する指針」）

こうした状況を踏まえ、緊急避妊を希望する方が医療機関を選択する際の参考となるよう、緊急避妊にかかる対面診療が可能な産婦人科医療機関等の一覧を作成しました。

※医療機関の方へ 新たに掲載を希望される場合や、掲載内容の変更を希望される等の場合は、各都道府県の担当までご連絡ください。

[PDF](#) [北海道](#) [PDF](#) [青森県](#) [PDF](#) [岩手県](#) [PDF](#) [宮城県](#) [PDF](#) [秋田県](#) [PDF](#) [山形県](#) 

福島県

[PDF](#) [茨城県](#) [PDF](#) [栃木県](#) [PDF](#) [群馬県](#) [PDF](#) [埼玉県](#) [PDF](#) [千葉県](#) [PDF](#) [東京都](#) [PDF](#) [神奈川県](#) [PDF](#) [新潟県](#) [PDF](#) [富山県](#) [PDF](#) [石川県](#) [PDF](#) [福井県](#) [PDF](#) [山梨県](#) 

長野県

[PDF](#) [岐阜県](#) [PDF](#) [静岡県](#) [PDF](#) [愛知県](#) [PDF](#) [三重県](#) [PDF](#) [滋賀県](#) [PDF](#) [京都府](#) [PDF](#) [大阪府](#) [PDF](#) [兵庫県](#) [PDF](#) [奈良県](#) [PDF](#) [和歌山県](#) 

鳥取県

[PDF](#) [島根県](#) 

 [岡山県](#) 

 [広島県](#) 

 [山口県](#) 

 [徳島県](#) 

 [香川県](#) 

 [愛媛県](#) 

 [高知県](#) 

 [福岡県](#) 

 [佐賀県](#) 

 [長崎県](#) 

 [熊本県](#) 

 [大分県](#) 

 [宮崎県](#) 

 [鹿児島県](#) 

 [沖縄県](#) 

[ページの先頭へ戻る](#)

<照会先>

厚生労働省医政局医事課 伴、岡本
電話 03-5253-1111（内線4142）



[PDFファイルを見るためには、Adobe Readerというソフトが必要です。Adobe Readerは無料で配布されていますので、こちらからダウンロードしてください。](#)